

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第5049399号  
(P5049399)

(45) 発行日 平成24年10月17日(2012.10.17)

(24) 登録日 平成24年7月27日(2012.7.27)

(51) Int. Cl. F 1  
**A 4 4 B 11/24 (2006.01)** A 4 4 B 11/24  
**A 4 4 B 11/25 (2006.01)** A 4 4 B 11/25

請求項の数 6 (全 11 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2011-134605 (P2011-134605)</p> <p>(22) 出願日 平成23年5月31日 (2011.5.31)</p> <p>審査請求日 平成24年4月20日 (2012.4.20)</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 399102127                  ビルマテル株式会社                  東京都中央区日本橋茅場町1丁目7番5号</p> <p>(74) 代理人 100178009                  弁理士 小河内 功佑</p> <p>(72) 発明者 白井 庄史                  東京都中央区日本橋茅場町1-7-5日経                  茅場町第二別館2階 ビルマテル株式会社                  内</p> <p>審査官 北村 龍平</p> <p>(56) 参考文献 特許第4005109 (JP, B1)                  実公昭64-87 (JP, Y2)                  最終頁に続く</p>
--	--

(54) 【発明の名称】 ロック機構付きバックル

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

バンド外表面に形成した鋸歯状の係合溝にバックルの係合爪を係合させ該係止状態においてバンドはバックルに接近自在であるが後退不能としたバックルであって、該バックルは、対向する底板と天井枠および両者を接続する両側板とからなり内部をバンドの挿通空間としたバックル本体と、前記天井枠の内側に水平設置され、一端部下面に前記バンドの係合溝に係合可能な係合爪を有し、他端部を前記係合を解除するための押圧部とする操作板とから構成され、該操作板を前記係合爪と前記押圧部の中間点にて前記両側板を結ぶ連結軸で支承することにより該中間点を支点として揺動自在としたバックルにおいて、

前記操作板の上部を水平方向に移動可能なスライド片が前記バックル本体に設置され、該スライド片が前記操作板の一端部側に移動した状態において前記操作板の揺動が規制され、前記スライド片を前記押圧部側に移動した状態において、前記スライド片の下面が前記押圧部の上面に当接することを特徴とするバックル。

【請求項2】

前記スライド片の移動をガイドするためのスライド溝を前記バックルの両側板に設けたことを特徴とする請求項1記載のバックル。

【請求項3】

前記スライド片を前記操作板の一端部側に移動した状態において、前記スライド片の下面が前記操作板の一端部の上面よりも若干高くなるように設定したことを特徴とする請求項1または2記載のバックル。

10

20

## 【請求項 4】

前記スライド片を前記操作板の一端部側に移動した状態において、前記スライド片の下面が前記操作板の一端部の上面に当接することを特徴とする請求項 1 または 2 記載のバックル。

## 【請求項 5】

前記スライド片を前記操作板の一端部側に移動した状態において、前記スライド片の下面が前記連結軸が位置するところの前記操作板の上面に当接することを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載のバックル。

## 【請求項 6】

前記スライド片上に掛止突起を設けたことを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載のバックル。

10

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

この発明は、係合溝を有するバンドまたはベルトに係止するためのバックルに関し、特に、運動靴、競技用靴、スノーボード靴、プロテクター係止ベルトなど、比較的強い締結力を必要とする製品のための合成樹脂バックルに関するものである。

## 【背景技術】

## 【0002】

従来、バンド（またはベルト）に係合溝を設け、この溝にバックルのフックを弾性的に係合し、随時、この係止状態を解放可能とするバックルが知られている。

20

本発明者らは、特許第 3982955 号公報（特許文献 1）において、製作が容易で、軽量の合成樹脂バックルとして、対向する底板と天井枠および両者を接続する両側板とからなり、内部に係合溝を有するバンドの挿通空間とされたバックル本体と、前記天井枠の内側に水平設置され、一端部下面に前記バンドの係合溝に係合可能な係合爪を有し、他端部上面を押圧部とする操作板とから構成され、該操作板を前記係合爪と前記押圧部の中間点にて、対向する天井枠の二辺に各々連結することにより、該中間点を支点として揺動自在とした合成樹脂製バックルであって、前記バンドの外表面と前記天井枠に、前記バックル本体に該バンドを片手の指先で引き寄せることのできる一対の掛止突起を設けた合成樹脂製バックルを提案している。

30

## 【0003】

前記合成樹脂製バックルは機能的に非常に優れ、ヘルメットのヘッドバンド用バックルとしては最適であるが、前記操作板の係合・解除における操作性を良くする為に操作板を支承する連結軸を細くすると、これを運動靴等の比較的強い締結力を必要とする製品に適用した場合、バンドとバックルの係止時においてバンドにバックルから引き離す方向に強い力が作用して、合成樹脂製の連結軸が破損する虞があった。

## 【0004】

また、本発明者らは、特許第 4005109 号（特許文献 2）において、特に服飾品等の用途として好適なバンドとバックルのスライドアジャスタとして、軽量でシンプルな構成であって、バックル部の目立たない外観を有するスライドアジャスタとして、バンド外表面に形成した鋸歯状の係合溝に係合可能な係合爪を係合させ該係止状態においてバンドはバックルに接近自在であるが後退不能としたバンドとバックルのスライドアジャスタにおいて、前記バックルを、対向する底板と天井枠および両者を接続する両側板とからなり内部をバンドの挿通空間としたバックル本体と、前記天井枠の内側に水平設置され、一端部下面に前記バンドの係合溝に係合可能な係合爪を有し、他端部を前記係合を解除するための押圧部とする操作板とから構成すると共に、該操作板を前記係合爪と前記押圧部の中間点にて前記両側板を結ぶ連結軸で支承することにより該中間点を支点として揺動自在とし、前記バンドの外表面と前記押圧部に、前記バックルとバンドとを片手の指先で引き寄せることのできる一対の掛止突起を設けてなり、かつ、前記連結軸から掛止突起に至る操作板に対して、該掛止突起以外の部分に垂直方向の押圧力が直接作用するのを規制する部

40

50

材がバックル本体に設けられたものを提案している。

【 0 0 0 5 】

このスライドアジャスタには規制部材が設けられているので、不用意なまたは突発的なロック解除の虞はないものの、前記押圧部または掛止突起に直接作用する押圧力に対しては、ロック解除を防止することはできない。

【先行技術文献】

【特許文献】

【 0 0 0 6 】

【特許文献 1】特許第 3 9 8 2 9 5 5 号公報

【特許文献 2】特許第 4 0 0 5 1 0 9 号公報

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 7 】

本発明は、軽量かつ製作が容易であることに加えて、前記押圧部または掛止突起に直接作用する押圧力に対してもロック解除を防止することのできるロック機構付きバックルを提供することを目的とするものである。

また、本発明は、バンドとバックルの係止時においてバンドをバックルから分離する方向に強い力が作用しても、操作板を支承する連結軸を破損することのない合成樹脂製のバックルを提供することを目的とするものである。

【課題を解決するための手段】

20

【 0 0 0 8 】

本発明は、バンド外表面に形成した鋸歯状の係合溝にバックルの係合爪を係合させ該係止状態においてバンドはバックルに接近自在であるが後退不能としたバックルであって、該バックルは、対向する底板と天井枠および両者を接続する両側板とからなり内部をバンドの挿通空間としたバックル本体と、前記天井枠の内側に水平設置され、一端部下面に前記バンドの係合溝に係合可能な係合爪を有し、他端部を前記係合を解除するための押圧部とする操作板とから構成され、該操作板を前記係合爪と前記押圧部の中間点にて前記両側板を結ぶ連結軸で支承することにより該中間点を支点として揺動自在としたバックルにおいて、前記操作板の上部を水平方向に移動可能なスライド片が前記バックル本体に設置され、該スライド片が前記操作板の一端部側に移動した状態において前記操作板の揺動が規制され、前記スライド片を前記押圧部側に移動した状態において、前記スライド片の下面が前記押圧部の上面に当接することを特徴とする。

30

【 0 0 0 9 】

前記スライド片の移動をガイドするためのスライド溝を前記バックルの両側板に設けたことが好ましい。

【 0 0 1 0 】

前記スライド片を前記操作板の一端部側に移動した状態において、前記スライド片の下面が前記操作板の一端部の上面よりも若干高くなるように設定したことが好ましい。

前記スライド片を前記操作板の一端部側に移動した状態において、前記スライド片の下面が前記操作板の一端部の上面に当接することが好ましい。

40

【 0 0 1 1 】

前記スライド片を前記操作板の一端部側に移動した状態において、前記スライド片の下面が前記連結軸が位置するところの前記操作板の上面に当接することが好ましい。

前記スライド片上に掛止突起を設けたことが好ましい。

【 0 0 1 2 】

本発明は、バンド外表面に形成した鋸歯状の係合溝にバックルの係合爪を係合させ該係止状態においてバンドはバックルに接近自在であるが後退不能としたバンドとバックルのスライドアジャスタにおいて、前記バックルを、対向する底板と天井枠および両者を接続する両側板とからなり内部をバンドの挿通空間としたバックル本体と、前記天井枠の内側に水平設置され、一端部下面に前記バンドの係合溝に係合可能な係合爪を有し、他端部を

50

前記係合を解除するための押圧部とする操作板とから構成すると共に、該操作板を前記係合爪と前記押圧部の中間点にて前記両側板を結ぶ連結軸で支承することにより該中間点を支点として揺動自在であり、前記天井枠と前記底板の間を垂直方向に移動可能なストッパーがバックル本体に設置され、該ストッパーが前記底板側に移動した状態において前記バンドとバックルの係合が補助されることを特徴とする。

【0013】

前記ストッパーの下面に前記バンドの係合溝に係合可能な係合爪を有することが好ましい。

前記ストッパーの移動をガイドするためのスライド溝を前記バックルの両側板に設けたことが好ましい。

【0014】

前記係合爪と前記係合溝の係止状態において前記合成樹脂の復元力による係止に加えて、係合爪を係合溝に圧接させてバンドの後退をロックする機構を備えたことが好ましい。

【0015】

本発明は、バンド外表面に形成した鋸歯状の係合溝にバックルの係合爪に係合させ該係止状態においてバンドはバックルに接近自在であるが後退不能としたバンドとバックルのスライドアジャスタにおいて、前記バックルを、対向する底板と天井枠および両者を接続する両側板とからなり内部をバンドの挿通空間としたバックル本体と、前記天井枠の内側に水平設置され、一端部下面に前記バンドの係合溝に係合可能な係合爪を有し、他端部を前記係合を解除するための押圧部とする操作板とから構成すると共に、該操作板を前記係合爪と前記押圧部の中間点にて前記両側板を結ぶ連結軸で支承することにより該中間点を支点として揺動自在であり、前記連結軸の内部に金属片を入れることにより前記連結軸の強度を強く保つことを特徴とする。

【発明の効果】

【0016】

本発明のバックルは、構成する部品点数が少なく、合成樹脂で製造されるので、軽量であり、製造コストも廉価である。また、前記押圧部または掛止突起に直接作用する押圧力に対してもロック解除を防止することができる。

また、バンドとバックルの係止時においてバンドにバックルから引き離す方向に強い力が作用しても、合成樹脂製の連結軸を破損する虞がない。従って、このバックルは運動靴等の比較的強い締結力を必要とする製品への適用が最適である。

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】バックル10の斜視図である。

【図2】バックル10とバンド30の係合状態を示す平面図および長手方向縦断側面図である。

【図3】バックルの他の実施形態の斜視図とその動作を示す要部縦断側面図である。

【図4】バックルのさらに別の実施形態の斜視図とその動作を示す要部縦断側面図である。

【図5】バックルのさらに別の実施形態の斜視図とその動作を示す要部縦断側面図である。

【図6】バックルのさらに別の実施形態の斜視図とその動作を示す要部縦断側面図である。

【発明を実施するための形態】

【0018】

以下、本発明に係るロック機構付きバックルの実施形態を図面に基づいて説明する。

図1はバックル10の斜視図であり、これらの図において、バックル10は、底板11、これに対向する天井枠12、および底板11と天井枠12とを接続する側板13、13とからなる偏平かつ筒状のバックル本体14により主体が構成される。バックル本体14はバンドのスライド方向が挿通口15、15として開口され、その内部は後述する係合溝

10

20

30

40

50

を有するバンド 30 の挿通空間 16 となる。

【0019】

図示しないが、底板 11 の長手方向（バンドのスライド方向）の長さを天井枠 12 の長手方向の長さよりも長くすれば、バックル 10 の被接続体（即ち、運動靴用バンド等）への取付を容易にすると共に、バンドの挿通がスムーズに行われるようにすることができる。また、天井枠 12 を偏平な板で構成すると共に、操作板 20 の一端部 20A に対向する天井枠 12 を操作板 20 と反対方向水平に延伸することによっても同様の効果を得ることができる。

【0020】

天井枠 12 の内側には、その内に納まる大きさの操作板 20 が水平に設置される。操作板 20 の一端部 20A の下面には、バンド 30 の係合溝に係合可能な係合爪 21 を突設し、他端部 20B の上面は押圧部 22 とされる。操作板 20 は天井枠 12 より若干低位置とすることにより、押圧部 22 が不用意に押し下げられることを防止することができる。

10

【0021】

操作板 20 の長手方向の中間部には、連結軸 25 が形成され、この連結軸 25 は各側板 13、13 の上部内壁に支承されている。

この実施形態では連結軸 25 の断面を矩形としたが、円形、楕円形、その他種々の断面形状とすることができる。連結軸 25 は操作板 20 を揺動自在に軸支すると共に、滑らかな操作性を確保する為に可及的に細くすることが望まれるが、反復的な揺動により破損しない形状、大きさとすれば良い。なお、連結軸 25 は側板 13、13 に限らず、対向する天井枠 12 の二辺に各々連結されていても、後述する作用と同じ作用を発揮することができる。

20

【0022】

バックル 10 の側板 13、13 には、スライド片 40 をスライドさせるためのスライド溝 50、50 が形成される。図 1（2）および（3）は、スライド片 40 がスライド溝 50、50 に沿って動く状態を示した斜視図である。スライド片 40 の表面には、掛止突起 42 が上方に突出して設けられている。本実施形態においてスライド片は矩形の形状としたが、必ずしも矩形でなくともよい。

【0023】

続いて、上記バックル 10 の作用について図 2 を参照しながら説明する。

30

図 2（1）はバックル 10 とバンド 30 の係合状態を示す平面図であり、図 2（2）は長手方向縦断側面図である。

【0024】

図 2（1）、（2）において、バックル 10 の挿通空間 16 内にバンド 30 が挿入され、バンド 30 の外表面に形成された係合溝 31 に、バックル 10 の係合爪 21 が係合している。係合溝 31 はスライド方向の断面形状が鋸歯状、即ち、バンド 30 の進行方向に向けて漸次深くなるテーパ面と、この最深位置より略垂直に立上る壁面とからなっている。

符号 35 はバンド 30 の外表面に設けた掛止突起であり、スライド片 40 の表面に設けられた掛止突起 42 との双方に指を掛けることにより、バンド 30 をバックル 10 に片手で引き寄せることが可能になる。

40

【0025】

バンド 30 を押圧部 22 側（図 2 において左側）の挿通口 15 から挿通空間 16 内に入らせていくと、バンド 30 の上面が操作板 20 の係合爪 21 に接触して、操作板 20 の一端部 20A を押し上げながら前進し、バックル 10 に対するバンド 30 の接近・離隔位置が調節される。

この状態では、図 2（2）に示すように、係合爪 21 が所定の係合溝 31 と噛み合っただけで係止しているため、バンド 30 はバックル 10 に対して進出自在であるが、後退不能である。

【0026】

次に、バックル 10 からバンド 30 を後退させたり、引き抜いたりするには、操作板 2

50

0の押圧部22を軽く指で押し下げれば、図2(3)に示すように、連結軸25を中心として操作板20が回転する結果、反対側に位置する係合爪21が持ち上がり、係合爪21が係合溝31から外れるので、バンド30を自由にスライドさせることができる。押圧部22から指を離せば、操作板20は合成樹脂の弾性により元の水平状態に復帰する。

【0027】

次に、本発明のロック機構について説明する。

前記の通り図2(2)はバンド30の係合溝31とバックル10の係合爪21との係止状態を示しているが、このときスライド片40は操作板の他端部20B側に位置しており、押圧部22のロックは解除された状態にある。

ここで、図1(3)に示すようにスライド片40を操作板20の一端部20A側にスライド溝50、50に沿ってスライドさせれば、スライド片40により操作板20の回転が規制されることになり、この状態では押圧部22は押されても動かない。図2(4)はこの押圧部22のロック状態を示している。

ロック状態におけるスライド片40の上面と操作板20の一端部20Aの下面との距離は、係合爪21が係合溝31から外れない程度に操作板20の回転が規制される長さとするれば良い。

【0028】

ロック機構の別の実施形態について図3を参照しながら説明する。

本実施形態では、スライド片40を操作板20の一端部20A側にスライドした状態において、スライド片40の下面が操作板20の一端部20Aの上面に当接するように設定されている。

図3(1)は、本実施形態におけるバックルの斜視図であり、図3(2)は図2(2)と同じくバックル10とバンド30の係止状態、即ち、係合爪21と係合溝31の係止状態を示す要部縦断側面図である。

この状態から、スライド片40をスライドさせて押圧部22をロックすれば、スライド片40の下面と操作板20の一端部20Aの上面が当接し、操作板20の一端部20Aに位置する係合爪21が押し下げられてバンド30の係合溝31と強く噛み合う。図3(4)はこの強固なロック状態を示す要部縦断側面図である。

また、図示しないが、スライド片40の位置が操作板20の一端部20A方向に漸次低くなるようにスライド溝50、50を設定することによっても、同様の効果が得られる。

【0029】

続いて、本発明の別の実施形態について図4を参照しながら説明する。

図4(1)はスライド片40をバックル本体14から分離して図示した斜視図である。この実施形態では、これまで説明してきた実施形態がスライド片40が押圧部22上を移動しないのに対して、スライド片40が押圧部22上まで移動可能な点で異なっている。

【0030】

図4(2)は、バックル10とバンド30の係止状態、即ち、係合爪21と係合溝31の係止状態を示す要部縦断側面図である。

この状態から、図4(3)に示すようにスライド片40をスライドさせて押圧部22上に係止すれば、スライド片40の下面が押圧部22の上面を圧接し、連結軸25を中心として操作板20が回転する結果、反対側に位置する係合爪21が持ち上がり、係合爪21が係合溝31から外れるので、バンド30を自由にスライドさせることができる。

本実施形態では、スライド片40を押圧部22上に係止さえすれば、片手で自由にバックル10からバンド30を後退させたり、引き抜いたりすることができる。

なお、ロックの方法については、前述の通り、スライド片40をスライドさせて操作板20の一端部20A側に係止すれば良い。図4(4)はロック状態を示す要部縦断側面図である。

【0031】

この実施形態では、バックル10とバンド30が係止したときに、操作板20の他端部20Bの端面は天井枠12の垂直面と接触して突き合わせ状態となるような長さとなって

10

20

30

40

50

おり、バンド30をバックル10から分離する強い力に対して連結軸25の破損を防止する機能を備えている。以下、この作用を説明する。

【0032】

バンド30とバックル10の係合状態において、バンド30をバックル10から分離する方向に強い力が作用すると、係合爪21は係合溝31と噛み合っているため操作板20の係合爪21が図4(2)または(4)において左方向に引っ張られ、操作板20も左方向に移動するが、操作板の他端部20Bが天井枠12の垂直面に当接する結果、操作板20の移動は停止する。

【0033】

操作板の他端部20Bと天井枠12とは、バンド30とバックル10の係合状態において必ずしも接触しなくても良く、バンド30をバックル10から分離する方向に強い力が作用した時に突合わせ状態となるような隙間が形成されていれば、同様の効果を得ることができる。

10

即ち、この隙間の距離は、操作板20に左方向(操作板20の一端部20Aから他端部20Bへの方向)の力が加わった時の破損に至る連結軸25の可動距離よりも短く設定される。連結軸25の太さと形状および次述する合成樹脂の種類によっても異なるが、通常1mm以下となる。

【0034】

続いて、本発明の別の実施形態について図5を参照しながら説明する。

図5(1)はスライド片40をバックル本体14から分離して図示した斜視図である。

20

図5(2)は、バックル10とバンド30の係止状態、即ち、係合爪21と係合溝31の係止状態を示す要部縦断側面図である。

この状態から、図5(3)に示すようにスライド片40をスライドさせれば、スライド片40により操作板20の回動が規制されると同時に、連結軸25がスライド片40により上方から押さえつけられるので、バンド30をバックル10から分離する方向に強い力が作用したとしても、連結軸25の破損を防止することができる。

図5(4)は図4(3)と同じく係合爪21が係合溝31から外れた状態を示す要部縦断側面図である。

【0035】

続いて、バックル本体14に設けられるストッパー60により、バンド30とバックル10の係合を補助する機構について、図6を参照しながら説明する。

30

図6(1)と(2)は、ストッパー60がスライド溝62、62に沿って動く様子を示した斜視図である。

図6(3)はバックル10とバンド30の係止状態、即ち、係合爪21と係合溝31の係止状態を示す要部縦断側面図である。本実施形態において、ストッパー60の下面にはバンドの係合溝31と係合可能な係合爪61が設けられている。

この状態から、図6(4)に示すようにストッパー60をスライド溝62に沿って底板11側にスライドさせて、係合爪61とバンドの係合溝31を係合させれば、バンド30とバックル10の係合を補強することができる。すなわち、ストッパー60はバックル本体14に設けられるので、バンド30をバックル10から分離する方向に強い力が作用したとしても、その力をバックル本体14が受けるため、バンド30とバックル10の係合をより強固なものとするのが可能となる。

40

【0036】

バックル10は、可撓性を有する合成樹脂により成型することができ、特に、操作板20を連結軸25の周囲に揺動させる必要から、ポリアセタール、ポリオキシメチレン、ポリアミド、ポリカーボネート、ナイロンなどの弾性を有する合成樹脂により成型することが好ましい。本発明のバックル10は、僅かな部品により構成され、かつ、簡易な構造の故に、金型で容易に一体成型することができる。

また、バックル10を合成樹脂により成型した上で、連結軸25の内部に金属片を設けることにより連結軸25の強度を高めることができる。例えば、連結軸25の中心部に穴

50

部を設け、これに金属製の軸を入れることで、バンド30をバックル10から分離する方向に強い力が作用した時に連結軸の破損を防止することができる。

【0037】

本発明において天井枠12は、図4に示す実施形態では、操作板20の他端部20Bと対向する一辺を備えることが必須であるが、必ずしも四辺を備えたものに限られない。操作板20の一端部20Aと対向する一辺については、バックルを軽量化、小型化する場合には、これを省略することができる。

【0038】

本発明のバックル10には、前記した特許文献1および特許文献2に開示した要素を取り入れることができる。例えば、連結軸25の代わりに操作板20の上縁部と天井枠12の上部とを連結する連結辺(図示せず。)を用いても良い。

10

また、操作板20を水平状態に復元し易くするために操作板20の一端部20Aと対向する天井枠12等とを連結した連結部材(図示せず。)を設けても良い。更に、挿通空間16にはバンド30の浮き上がりを防止するためのバンド押え(図示せず。)を設けることも可能である。

【符号の説明】

【0039】

- 10 バックル
- 11 底板
- 12 天井枠
- 13 側板
- 14 バックル本体
- 16 挿通空間
- 17 スライド溝
- 20 操作板
- 20A 操作板の一端部
- 20B 操作板の他端部
- 21 係合爪
- 22 押圧部
- 25 連結軸
- 30 バンド
- 31 係合溝
- 40 スライド片
- 50 スライド溝
- 60 ストッパー

20

30

【要約】

【課題】 比較的強い締結力を必要とする製品のための合成樹脂製バックルを提供する。

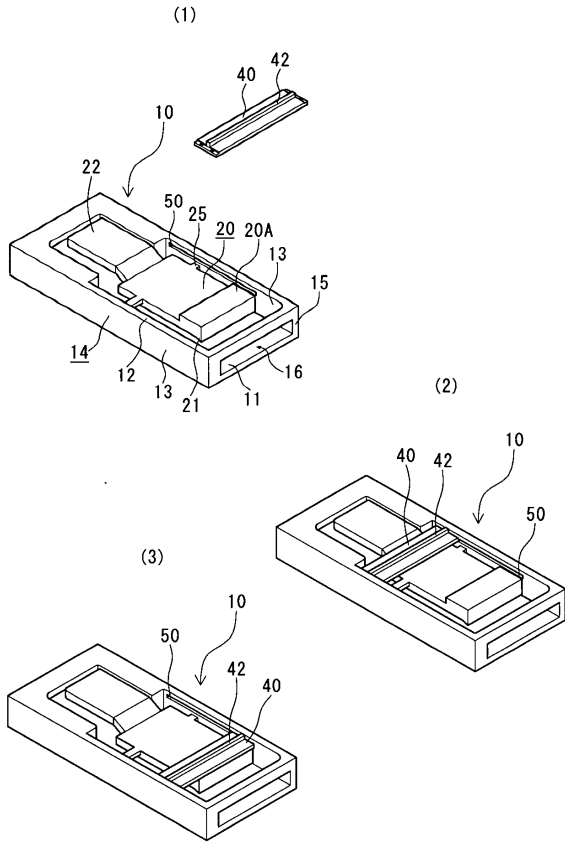
【手段】 バンド外表面に形成した鋸歯状の係合溝にバックルの係合爪を係合させ該係止状態においてバンドはバックルに接近自在であるが後退不能としたバンドとバックルのスライドアジャスタにおいて、前記バックルを、対向する底板と天井枠および両者を接続する両側板とからなり内部をバンドの挿通空間としたバックル本体と、前記天井枠の内側に水平設置され、一端部下面に前記バンドの係合溝に係合可能な係合爪を有し、他端部を前記係合を解除するための押圧部とする操作板とから構成すると共に、該操作板を前記係合爪と前記押圧部の中間点にて前記両側板を結ぶ連結軸で支承することにより該中間点を支点として揺動自在であり、前記操作板の上部を水平方向に移動可能なスライド片が前記バックル本体に設置され、該スライド片が前記操作板の一端部側に移動した状態において前記操作板の揺動が規制される。

40

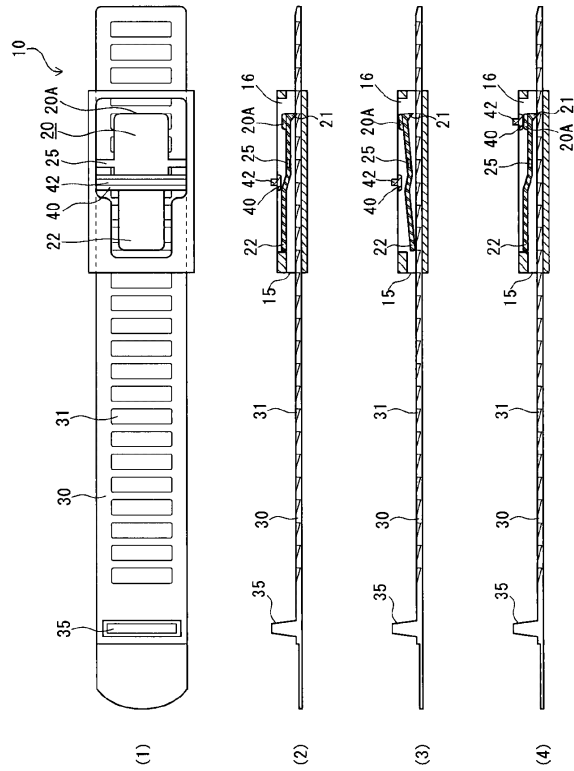
【選択図】図1



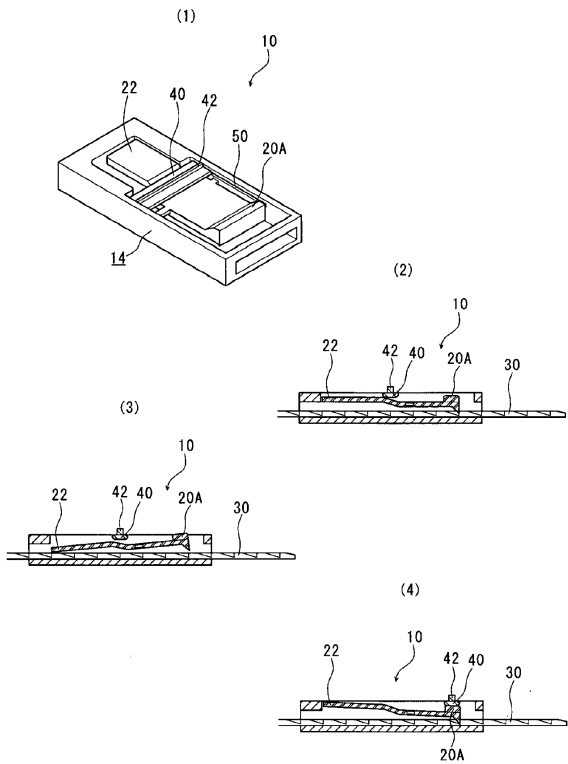
【図1】



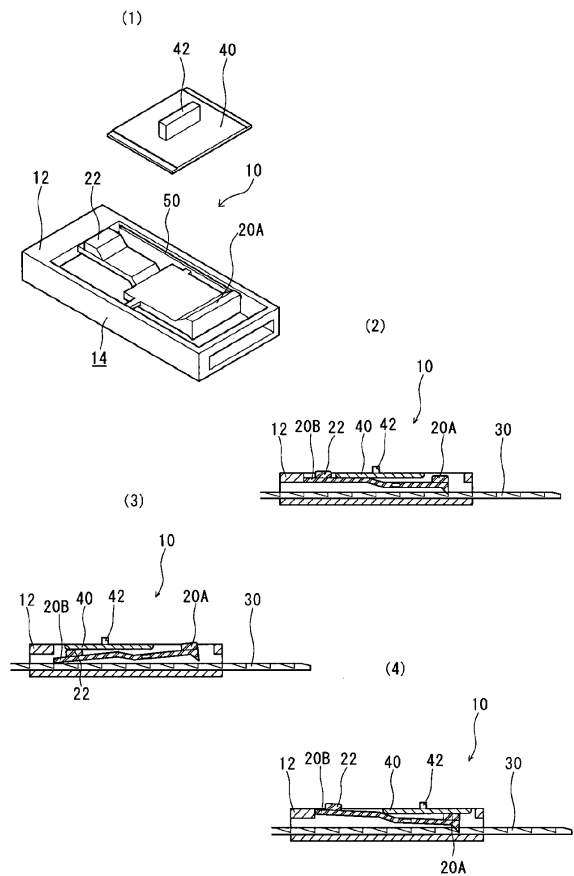
【図2】



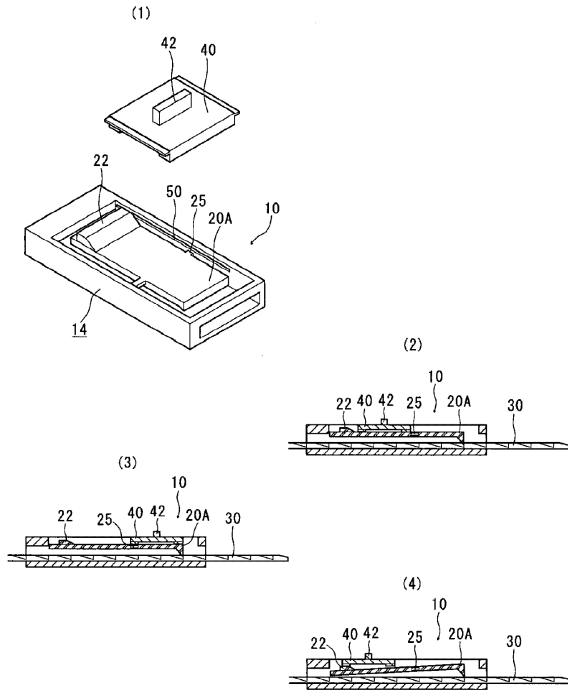
【図3】



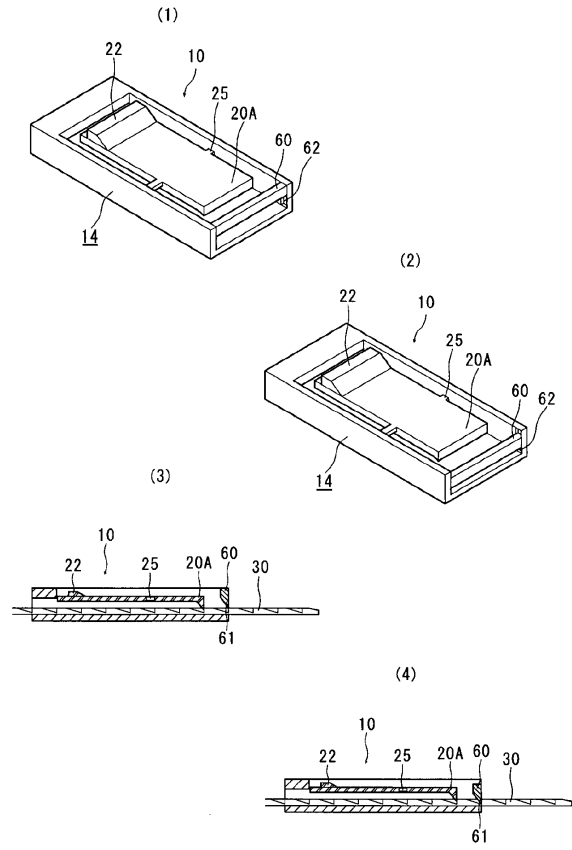
【図4】



【図5】



【図6】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

A 4 4 B 1 1 / 0 0 - 1 1 / 2 8

B 6 5 D 6 3 / 1 2